

2025年（令和7年）4月1日から

特定技能制度の提出書類のルールが変更となります！

- 2025年4月1日から、改正出入国管理及び難民認定法施行規則が施行されます。
- これにより、特定技能制度の申請及び定期届出時の提出書類のルールが変更されます。
- 施行後の主な変更点・注意点は下記のとおりです。

1. 在留諸申請の提出書類

（1）同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合

- 同一年度内に特定技能外国人を既に受け入れている場合、外国人本人に関する書類及び分野に関する書類が提出書類となります（※1、2）。

※1 受入れ機関の適格性に関する書類は省略できます。

※2 受入れ機関の適格性を確認する必要がある場合には、別途、書類の提出をお願いすることがあります。

（2）（1）以外の場合

- 外国人本人に関する書類、分野に関する書類、受入れ機関の適格性に関する書類が提出書類となります。
- ただし、以下の①から⑥の機関等については、過去3年間に指導勧告書の交付を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合（※3）、受入れ機関の適格性に関する書類を省略することが可能です。

- ① 日本の証券取引所に上場している企業
- ② 保険業を営む相互会社
- ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）
- ④ 一定の条件を満たす企業等
- ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人
- ⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人

※3 従前の書類省略のルールは、2025年4月1日以降は適用されませんのでご注意ください。

2. 定期届出の提出書類

- 特定技能外国人を受け入れている場合、受入れ機関の適格性に関する書類は、1年に1回提出する定期届出の際に提出することとなります（※4）。
- ただし、上記1（2）の①から⑥の機関等については、過去3年間に指導勧告書の交付を受けておらず、在留諸申請をオンライン申請、各届出を電子届出で行う場合、受入れ機関の適格性に関する書類を省略することが可能です（※5）。

※4 受入れ機関が毎年4月1日から5月31日までに提出する「受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書」の添付書類として、受入れ機関の適格性に関する書類を提出してください。

※5 定期届出における提出書類の省略を希望される場合は、施行規則改正後の定期届出の提出が始まる令和8年4月までに利用者登録をしていただくようお願いいたします。

オンライン申請や電子届出について、詳しくはこちらから↓

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/online/onlineprocedures.html>

